

No	質問	回答
1	旧温浴施設の管理業務についてお知らせください。 1 管理業務の対象物 2 管理業務の内容、程度 3 必要経費の計上方法	旧温浴施設については管理エリアに含まれますので、建築基準法に基づく点検を行ってください。ただし、給排水設備等は使用しない期間が長期に及ぶ可能性があります。長期間の不使用に伴う不具合等については市が責任を負います。点検等の経費は管理運営業務に計上してください。
2	指定期間中（令和8年4月1日～令和18年3月31日）に、休館を含む大規模な改修工事等の予定はありますか。 また、休館を伴う場合はその期間の休業補償はありますか。	現在のところ、指定管理期間中に休館を伴う大規模修繕は予定しておりません。 災害等により施設の運営が困難となった場合、補償について指定管理者と協議します。